

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称		
110050	電気主任技術者の選任は設備毎に必要であることの適用除外。	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第2条第1項、第3項、主任技術者制について(内閣「平成5年10月1日付「平成15-09-11」府令第1号」)	電気事業法施行規則第2条第1項の表中「号」において複数の発電所等を直接接続する事業場を有する場合に、当該事業場に電気主任技術者を選任することにより、これら複数の発電所等に個別に電気主任技術者を選任せず、同一発電所等によるものである。また、複数の発電所等を直接接続する事業場がない場合には、原則として、複数の発電所等に電気主任技術者を選任することとなるが、「主任技術者の選任の場所について(内閣「平成15年10月1日付「平成15-09-11」府令第1号」)	D-1		複数の発電所等を直接接続する事業場に電気主任技術者の選任が可能であるとともに、一定の要件に適合する場合には電気主任技術者の兼任が可能であるため、現行制度で対応可能。											1150	1150010	電気主任技術者の選任について、地域内に有資格者を置き、維持及び運営の保安上、支障のないような体制を構築できれば、複数発電所を兼任可能とする。	北海道 管内新 エネルギー 開発 株式会社 [仮称] 民間企業	構内てっぺんプロジェクト		
110060	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の緩和	電気事業法第17条第2項、電気事業法施行規則第21条	特定規模電気事業者は、電気の使用上の一定規模の需要であつて経済産業省が定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」といふ。)に該当する電気供給(第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。)を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域及びその地域の他の一般電気事業者を維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うものを管むことについて第十六条の二第一項の規定により届出をした者である。	50kw以上の需要家に対するPPSによる自営線供給D-4 50kw以上の需要家に対するPPSによる自営線供給D-2 50kw未満の需要家に対するPPSによる自営線供給C	特定供給に対するPPSによる自営線供給	特定規模電気事業者として届出を行えば、平成17年4月から高圧50kV以上の需要家に電力小売が可能となり、また、自営線(自前の送電線)による電力供給も平成17年4月から届出により可能となることから、特定供給の許可を得なくても、特定規模電気事業者として自営線による電力供給が可能になります。また、届出区域において可能となっている特定供給の要件緩和についても、全国規模での規制緩和を実施することとなつており、特定供給制度の許可要件は、取引等を通じて実施される同一企業グループとみなしうる関係性を有し、その関係が今後も長期にわたって維持されることを前提とし、共同で組合を設立し、当該組合が発電設備の維持・保有が維持管理を行う場合であつて、その関係が今後も長期にわたり継続することが見込まれることとする要件緩和を行います。平成16年度中、この要件が満たされる場合は、特定供給による電力供給が可能となり、全国規模での規制緩和を実施することとなり、また、一般家庭などの電灯・低圧(50kV未満)の規制需要家に対する全面自由化については、供給信頼性の確保、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立、最終保障、ユニバーサルサービスの確保等の課題について十分慎重に検討する必要があります。特定としてではなく全国規模の規制緩和として検討することが適切であると考え、平成16年4月以降検討を開始する予定となっております。			50kw以上の需要家に対するPPSによる自営線供給D-4								1150	1150030	地元資本の会社と、その地域内の需要家が契約などで、長期間の安定エネルギー供給を相互に確約している場合も密接な関係とみなす。	北海道 管内新 エネルギー 開発 株式会社 [仮称] 民間企業	構内てっぺんプロジェクト		
110070	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	輸入貿易管理令第9条	「Q品目である「たら」の申請資格として、先着順割当てに關して輸入契約の一の輸入契約が20トン以上のものを、)締結していること」を要件としている。	C		たらを含めた水産物の輸入割当では、限定的な輸入数量を適切且つ円滑に運用できるよう、その貨物を輸入する意志と能力があり、かつ当該輸入を行うのに最も適当であると認められる者に対して行われるものである。このことから輸入割当申請については、流通形態、割当制度の運用等を踏まえて定められた一定の資格要件を満たした者のみが申請できるようになっており、また、当該資格要件は全国一律で実施することにより輸入割当ての目的を達成できるものである。そのため、一部の地域に限ってこれを緩和することは勿論、流通形態、割当制度の運用等の議論を抜きには全国的にも緩和することが適当でない。最低取扱数量20トンの資格要件については、過度に細分化した割当てが貿易障壁となつており輸出から指摘されたことから認められたこと、先着順割当てにおいて当該資格要件を緩和することが、現在の流通実態に照らして当初の規制趣旨と矛盾するものでないか、関係省庁、関係者及び関係国との間で整理をする必要がある。従つて、特区内において当該資格要件を緩和することは困難であることとし、現時点では、全国的にいつ、何ができるか確約できない。			B-2									1189	1189010	毎年提示される、「たら」の輸入割当の申請者の資格要件中、一の輸入契約が20トン以上という、要件を緩和する。	有限会社 フュー フレッシュ 社団法人 中国地域 ニュービ ジネス協 議会	「たら」の輸入割当申請者数の緩和	
110080	鉱業権設定に係る許可手続きに、地元市町村の意向事前協議制度を導入する特例	鉱業法第21条、第24条	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に届出して、その許可を受けなければならない(鉱業法第21条)。鉱業権設定の出願があつたときは、許可権者である経済産業局長は、関係都道府県知事に対して協議を行わなければならない(同法第24条)。当該協議においては、鉱業の実施による公益上の支障の有無の判断に誤りなきを期するため、鉱業の実施が住民の保健衛生のほか、公共の用に供する施設や文化財、公園、地産物等に与える影響について協議を行っているところであり、関係都道府県知事から提出された意見は、経済産業局長が鉱業権の設定に係る許可又は不許可の判断を行う上で重要な判断材料となる。	C		現行制度において、経済産業局長は、鉱業権設定の出願を受けて関係都道府県知事への協議を行わねばならず(鉱業法第24条)、当該協議の際には、関係都道府県知事は、鉱業の実施による公益上の支障の有無を判断する上で、地域の実情を知るため、都道府県内の関係市町村長に対して照会をしているのが通常である(亀山市が提案理由中に挙げている条件についても、三重県から亀山市に対して照会がなされた)。また、経済産業局長が現地調査の必要がある場合には、現地調査が行われる(同法第183条)。この場合においても、出願人、経済産業局、都道府県、市町村長の担当者が立ち会い、調査及び協議等が行われることが通常である。このように、現行制度においても、出願地域の自治体の意向を十分に確認した上で鉱業権許可を行っているにもかかわらず、鉱業権設定の出願を行った事業者に対して、市町村長への事前協議(新たな義務付け)を行うこと、出願者に過度の負担を課すこととなり、それを軽減させるための手法も想定し得ないことから、事前協議制を導入することは望ましくない。				C									1190	1190010	鉱業法第21条(設定の出願)における出願者は、経済産業局長から地元市町村長へ変更する。鉱業法第24条(都道府県知事との協議)を変更し、地元市町村長と出願者との事前協議を義務付け、同意が得られることを許可要件として明記する。	三重県 亀山 市 市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	
110090	上水道の水源地における鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるなどして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとして公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)。都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、保健衛生上害があり、又は公共の用に供する施設等を破壊し、公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。											1190	1190020	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、上水道の水源地域においては鉱業権を設定できない区域とする。	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想
110100	国定公園内の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるなどして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとして公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)。都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、国定公園の保護に支障を生じ、公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。											1190	1190030	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、国定公園内においては鉱業権を設定できない区域とする。	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想
110110	試掘権における施業案の変更手続を改正	鉱業法第63条	試掘権者は試掘の実施にあたり、具体的な事業計画である施業案を定め、これを経済産業局長に届出なければならない(鉱業法第53条)。なお、施業案中の鉱害防止等保安に関する事項については、鉱山保安監督部長は、経済産業局長と協議の上で、試掘権者に変更を命ずることが可能である(鉱山保安法第22条第2項)。	D-1	-	左記のように、施業案中の鉱害防止等保安に関する事項については、現行制度上でその内容の変更を命ずることができる。	当該事例のように、単なる地表踏査であることのみで試掘権出願しているものを、施業案を経済産業局長に届出を行うことで、地方の間直しで変更することについて、ランスを失ふと思われるので、この点を明確にし、回答されたい。		D-1								1190	1190040	試掘権者が施業案を変更する場合も鉱業法第24条に基づき協議を行ない、市町村意見を反映するため、市との事前協議制度を導入させる。	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想
110120	工業団地の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業法第15条、第21条、第35条	鉱業出願地における鉱物の掘採が、保健衛生を害する、公共の用に供する施設等を破壊する、文化財や公園等の保護に支障を生じさせる、他の産業の利益を損ずるなどして公共の福祉に反すると認められる場合には、経済産業局長は鉱業権設定の出願を許可できないこととされている(鉱業法第35条)。また、鉱物を採掘することが一般公益や他産業と対比して適当でないとして公害等調整委員会が認め、鉱区禁止地域として指定した地域においては、鉱業権の設定は禁止されており(同法第15条)。都道府県知事は、公害等調整委員会に対して鉱区禁止区域の指定を請求することができる(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条)。	D-1	-	左記のように、他産業の利益を損じ公共の福祉に反するような鉱業権の設定については、これを排除するための措置が現行制度上で整備されている。											1190	1190050	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、産業団地においては鉱業権を設定できない区域とする。	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例促進事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称			
110160	隣接緑地等の定義の緩和	法第4条第1項第3号口、法第6条第1項第5号口、法第8条第1項第2号口	法第6条第1項第5号口に定める「工業集落地に隣接する」とは、工業集落地に少なくとも一部隣接している必要があり、住宅等を隣接しない必要あり、飛び緑地は認めない。	C		工業集落地は、工業立地の適正化のために、工場と工場周辺の地域の生活環境の調和の観点から、工業集落地の敷地利用の適正化を図っている。具体的には、個々の工場の新増設の際、敷地面積の一定割合以上の緑地等を工業集落地に整備したり、敷地面積の一定割合以下に生産施設の設置を抑制したりすることを義務づけている。 この趣旨は、工業集落地の無機質な外観等により生じる圧迫感や不安感といった心理的ストレスが、工場周辺の居住者、通行人、通勤者といった者の生活環境に悪影響をもたらす(公害苦情相談窓口)に於いて地域の判断で広域な確保を含め実現するためにどうすればよいのかという方向で再度検討し回答された。	工業集落地周辺の地域社会から工場に対する不安感の解消、騒音の緩和等に効果があるとしても、提案内容を困難とする合理性が明確ではない。この点を明らかにした上で、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう再度検討し、回答された。	C						C		当該法が自治事務であることを鑑み、「工業集落地に隣接する」緑地の定義または、その定義の解釈について地域の判断で広域な確保を含め実現するためにどうすればよいのかという方向で再度検討し回答された。	5067	50670012	生産設備に見合う緑地の確保は、自治体の範囲内において当該事業集落地に限らず、広域的に確保すればよいものとしていただきたい。	石油化学工業協会				
110170	工業集落地の形成に伴い整備された緑地以外の緑地除外規定の緩和	法第4条第1項第3号口	法第6条第1項第5号口に定める「計画」的整備とは、工業集落地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備される場合を指し、手入れのされない雑草が自然林、原森林や工業集落地の形成と関係なく整備された緑地等は該当しない。また、整備とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設等の設置又は管理までも含む概念であるため、造成を伴わず、単に管理がなされる場合であっても特例の対象となる。	D-1		法第4条第1項第3号口で規定している「計画的」とは、特定の意図を持って一連のスケジュールの下に行われることを指し、具体的には工業集落地と周辺の生活環境を調和することといった目的で一連のスケジュールの下に行われることである。そのため、運用指針において「工業集落地の形成に伴って」と明記し、工業集落地のために整備されることを明確化している。 ご要望の内容は、今後造成する公共緑地を工業集落地の緑地とみなすことを求めるものであり、工業集落地と周辺の生活環境を調和する目的で一連のスケジュールのもと当該緑地を整備する場合には、当該緑地が「計画的に整備される」として工業集落地特例を適用することは可能である。 また、「整備」とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設等の設置又は管理までも含む概念であり、管理については、工場立地に関する準則第6条で規定しているとおり、例外的に、隣接緑地等の整備につき工業集落地に工業等を設置する者が費用負担をしない旨についても、都道府県又は指定都市の長は、事業者間の公平性が著しく損なわれることのない範囲において緑地面積に算定することを可能としていること。											1221	1221030	工業集落地の形成とは無関係に整備された緑地についても、地域の環境に寄与するものについては、工業集落地特例の緑地とみなす。	兵庫県	あまがさき地域緑化構想			
110180	工業集落地の定義に係る一部の土地の定義の緩和	法第4条第1項第3号口、法第6条第1項第5号口	法第6条第1項第5号口に定める「一部の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分離されている、同一性をもった土地をいう。ただし、工場等の用に供するため、各々が点在して存在する場合には対象とならない。	C		工業集落地は、工業立地の適正化のために、工場と工場周辺の地域の生活環境の調和の観点から、工業集落地の敷地利用の適正化を図っている。具体的には、個々の工場の新増設の際、敷地面積の一定割合以上の緑地等を工業集落地に整備したり、敷地面積の一定割合以下に生産施設の設置を抑制したりすることを義務づけている。 この趣旨は、工業集落地の無機質な外観等により生じる圧迫感や不安感といった心理的ストレスが、工場周辺の居住者、通行人、通勤者といった者の生活環境に悪影響をもたらす(公害苦情相談窓口)に於いて地域の判断で広域な確保を含め実現するためにどうすればよいのかという方向で再度検討し回答された。	対象地区の総延長距離は阪神工業地帯の一翼を担い、素材型産業など重化学工業を中心としてわが国の産業経済の発展をリードしてきたが、産業構造の変化等により、工業の過剰地帯が発生するなど地域の活力が低下してきており、地域活力再生への取組みが必要とされる地域となっている。そこで「形跡」21世紀の森構想を策定し、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指している。対象地区は、いずれも一帯性をもった土地であり、工場が自然発生的に発生して立地する工業集落地であったが、一部の工場が空工工場や工場跡地となつてしまったため、工場や跡地等が連続しない状況となっている。提案では、限定した地域において工業集落地特例を適用する一方で、工場立地法に関する準則で定める緑地面積率及び環境施設面積率5%以上を堅持することにより、地域全体の緑化が促進されると、既存工場の老朽化した設備が省エネ、環境配慮型の設備に更新されるため、工場と周辺地域の生活環境の調和は十分図られると考える。現在、既存工場の緑化率は、全体エリア内では10.2%、重点エリア内では7%にとどまっております。また、老朽化した設備で操業を続けるため周辺環境への影響も大きい。このため重点エリアでは、整備予定の中央緑地(約20%)を工業集落地の隣接緑地とみなす一方、エリア内の工場が新増設時に整備すべき緑地等の面積割合を10%とすると、緑地面積を25%を確保することとしている。重点エリアについては、工業集落地の敷地面積を10%とすると、住宅等の用に供する地域を含め、また、全体エリアは約1割が工業集落地専用地域及び工業地域であり、住宅等の用に供する地域と一部併用しているもの「形跡」21世紀の森構想を策定し、学識経験者、行政、地元産業界、市民を交えて十分検討を行い、ホームページ、市庁舎の掲示板及び市民アンケートの掲載など、パブリックコメントを反映させて策定した。また、当該構想に係る行動計画についても市民、企業、NPO等団体の参加を得るスキームを盛り込んでいる。	D-1																
110190	工場立地法の緑地、環境施設面積率の緩和	工場立地法第4条第2項、工場立地法第3条の4	都道府県は、緑地及び環境施設に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	D-3		工場立地法は、国が定める準則に代えて、都道府県及び指定都市に一定の幅で緑地等の面積を設けることができるようにしていることであるが、中核市等においても、その実態、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能となるよう方向で対応。											1034	1034010	工場立地法における緑地、環境施設面積率の準則の決定権限を今治市および上島町に委譲する。	愛媛県今治市、明倉村、玉川町、淡方町、西町、菊岡町、吉岡町、高窪町、上島町	造船集積地工場機能強化特区			

